資料１－１

第２期千葉市こどもプランについて

（１）計画の概要

①趣旨

今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、すべての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するために策定。

②計画の位置づけ

「千葉市新基本計画」を上位計画とする個別部門計画として、以下の４つの計画を、一体的なものとして策定し、基本施策１『子ども・子育て支援』を始めとする１１の基本施策で構成。

・子ども・子育て支援法に基づく**「子ども・子育て支援事業計画」**　・・・・・　（策定義務）

・子ども・若者育成支援推進法に基づく
　「子ども・若者健全育成及び支援についての計画」　・・・・・・・・・・　（策定努力義務）

・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく
　「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」　・・　（策定任意）

・**「こどもの参画推進計画」**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（策定任意）

③計画期間

令和２年度から令和６年度までの５年間（令和４年度に中間見直し実施）

（２）進捗管理の方法

以下の項目ごとに各事業の評価を行い、計画全体の進捗管理を行う。

①（各章）新規・拡充・見直し事業の進捗状況について

②（各章）取組内容に対する評価について

③（第１章　子ども・子育て支援）教育・保育の提供について

④（第１章　子ども・子育て支援）地域子ども・子育て支援事業の提供について

（３）進捗状況の公表

①公表方法

社会福祉審議会児童福祉専門分科会等において、計画の進捗状況や各事業の評価について報告し、意見聴取を行うとともに、その結果をホームページで公表する。

②スケジュール

１０月１６日	子ども・子育て会議において審議（第１章）
１１月　２日	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議（第２章～第１１章）
１１月下旬	ホームページで公表予定

（４）社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告について

資料提示のほか、「（２）進捗管理の方法」のうち、①・③・④について説明する。